

鳥取県がん専門医療従事者育成支援負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県がん専門医療従事者育成支援負担金（以下「本負担金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本負担金は、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日健発第0301001号厚生労働省健康局長通知）の別添「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に基づき厚生労働大臣が指定した医療機関（以下「がん診療連携拠点病院」という。）及び鳥取県知事が指定したがん診療連携拠点病院に準じる病院（以下「がん診療連携拠点病院に準じる病院」という。）において、鳥取県がん対策推進計画（平成20年4月策定）に明記されている、医師以外の専門医療従事者（以下、がん専門医療従事者）の育成を行う際に必要となる費用を一部県が負担することにより、質の高いがん医療の提供体制の確立を行うことを目的として交付する。

(負担金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1に定める教育課程へ、がん診療連携拠点病院及びがん診療連携拠点病院に準じる病院が職員を派遣し、当該研修会の受講に要する費用（受講料等及び国内旅費）を負担した場合、当該病院に対し、予算の範囲内で本負担金を交付する。

ただし、資格の更新及び再認定の場合は対象外とする。

2 本負担金の額は、次の各号により算出して得た額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以下（算出して得た額に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。

(1) 別表2の第2欄に掲げる基準額と別表の第3欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額の合計額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本負担金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本負担金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本負担金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定に係わらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する事業以外のすべての対象事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本負担金の増額を伴うもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から、1か月を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本負担金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月13日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月20日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年9月28日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年9月9日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月26日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月2日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月11日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月16日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月21日から施行し、平成28年度事業から適用する。

別表1(第3条関係第1項)

1 対象者	2 実施機関	3 分野
がん医療従事者	日本看護協会	がん看護専門看護師
		がん化学療法看護認定看護師
		がん性疼痛看護認定看護師
		乳がん看護認定看護師
		緩和ケア認定看護師
		皮膚・排泄ケア認定看護師
		摂食・嚥下障害看護認定看護師
		手術看護認定看護師
		がん放射線療法看護認定看護師
	日本インターベンショナルラジオロジー学会・日本心血管インターベンション治療学会	インターベンションエキスパートナース
	日本医療薬学会	がん専門薬剤師
	日本病院薬剤師会	がん薬物療法認定薬剤師
	日本緩和医療薬学会	緩和薬物療法認定薬剤師
	日本臨床細胞学会	細胞検査士
	日本乳がん検診精度管理中央機構	検診マンモグラフィ撮影診療放射線技師
	医学物理士認定機構	医学物理士
放射線治療品質管理機構	放射線治療品質管理士	
日本放射線治療専門放射線技師認定機構	放射線治療専門放射線技師	
日本病態栄養学会／日本栄養士会	がん病態栄養専門管理栄養士	
四病院団体協議会／医療研修推進財団	診療情報管理士	
静岡県立大学短期大学部	ホスピタル・プレイ・スペシャリスト	

別表2(第3条関係第2項)

1 対象事業	2 基準額	3 対象経費
がん専門医療従事者育成事業	一人あたり 2,450千円 ただし旅費については、職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)そのほか鳥取県職員旅費規程に基づき計算した額を上限とする。	がん専門医療従事者育成に必要な国内旅費(交通費、宿泊料、日当)及び研修受講料(入学金、授業料、実習料)。

別紙 国内旅費の基準額

- 1 交通費については、出発地から目的地までの往復割引切符の額（原則として最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の運賃）とし、国内旅費基準表の各区分に応じた額の合計額。ただし、域内交通費（目的地から宿泊地の間の旅費等）については認めない。
- 2 日当については、宿泊を伴う県外旅行又は帰着が午後9時以降となる県外旅行について、旅行日数1日あたり、国内旅費基準表の各区分に応じた額の合計額。
- 3 宿泊料については、夜数1夜あたり、国内旅費基準表の各区分に応じた額の合計額。

【国内旅費基準表】

区分		種類	備考								
交通費	鉄道賃	旅客運賃	I C乗車券の運賃の設定があり、I C乗車券を利用する場合は当該運賃。								
		急行料金	必要とする場合								
		座席指定料金	特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。								
	船賃	旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）	等級を3階級に区分する船舶の場合には中級、2階級に区分する船舶の場合には下級の旅客運賃とする。								
		寝台料金	必要とする場合								
		座席指定料金	必要とする場合								
	航空賃	旅客運賃（旅客施設利用料を含む。）	全日空便を利用する場合は、ANA フレックス（Dタイプ）の料金（ただし、Dタイプ以上の運賃となった場合は、実際に要した額）、全日空便以外を利用する場合は実際に要した額 （参考）ANA フレックス（Dタイプ）運賃								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>平常時</th> <th>ピーク時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取</td> <td>27,790円</td> <td>29,090円</td> </tr> <tr> <td>米子</td> <td>29,090円</td> <td>30,290円</td> </tr> </tbody> </table>	区間	平常時	ピーク時	鳥取	27,790円	29,090円	米子	29,090円
	区間	平常時	ピーク時								
	鳥取	27,790円	29,090円								
米子	29,090円	30,290円									
車賃	私有自動車等を使用したもの	1キロメートルあたり25円									
日当		2,200円	1,100円となる日数を除く、旅行日数1日当たり								
		1,100円	次に掲げる旅行日数1日当たり （1）公用車又は私有自動車等（同乗者に限る）を利用して旅行する場合の旅行日数 （2）前泊（用務期間の前日に宿泊）する場合の出発日 （3）後泊（用務期間の後日に宿泊）する場合の帰着日 （4）帰着が午後9時以降となる県外旅行で宿泊を伴わないもののうち、午後1時以降に出発する場合の旅行日数								
宿泊料		10,900円	さいたま市、千葉市、東京都（特別区の区域内に限る）、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市								
		9,800円	上記以外の地域（鳥取県の区域内を除く）								
		8,200円	鳥取県の区域内								